	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付	
		合格通知番号又は合格証書番号	

4．証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名　　称				印
	住　　所				
	指定年月日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏　　名				
	住　　所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登　録　番　号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合			合格通知日付又は合格証書日付	
				合格通知番号又は合格証書番号	

（用紙　日本工業規格　Ａ４）

備　考

1　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

2　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

3　「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第３号）別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。

⑴　「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位（窓は必須とする。）が地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）により新たに現行の省エネ基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする（該当するものがない場合は記入を要しない。）。

⑵　「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。

4　「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の１から３のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。

5　２欄の「証明を行った指定確認検査機関」、３欄の「証明を行った登録住宅性能評価機関」及び４欄の「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄における「名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に建築基準法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に住宅の品質確保の促進等に関する法律第10条第２項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合であって指定を受けた後に特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所を記載するものとする。

6　３欄及び４欄の「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

地方税法施行規則附則第七条第九項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第三百三十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の七第二項の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「第七項の六の二第二項」を「第七条の七第二項」に改め、第二号中「指定確認検査機関」を「指定確認検査機関、」に改め、「登録住宅性能評価機関」の下に「又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第二項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）」を加え、本則に次の一号を加える。

三　地方税法第七十三条の十四第三項又は第七十三条の二十四第二項の規定の適用を受けようとする者が取得した既存住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該家屋の取得の日前二年以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類

イ　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。

ロ　建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に隠れた瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。以下同じ。）がある場合において、次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に掲げる損害を塡補するものであること。

⑴　宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第三項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が売主である場合　既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害